

受け取る国民年金額を増やしませんか！

【付加保険料制度について】

国民年金第1号被保険者や任意加入被保険者は定額保険料に上乗せして**月額400円**の付加保険料を納付することで、将来の老齢基礎年金の額を増やすことができます。付加保険料の納付は申出月からの開始となります。
※国民年金保険料の納付を免除されている方は加入できません。

【保険料の後払い(追納)制度について】

保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。

しかし、保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間の保険料についても、後から納付(追納)することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。また、社会保険料控除により、所得税・住民税が軽減されます。

※追納ができるのは、追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られ、原則古い期間の分から納付していただくことになります。

【任意加入制度について】

60歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合や、40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合などで年金額の増額を希望するときは、60歳以降でも国民年金に任意加入をすることができます。

●任意加入する条件

次の①～④の全ての条件を満たす方

- ①日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方
- ②老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない方
- ③20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月(40年)未満の方
- ④厚生年金保険、共済組合などに加入していない方

上記の方に加え、次の方も加入できます。

- ・年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方
- ・外国に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の方



お問い合わせ先

高知西年金事務所 ☎088-875-1717
町民課 ☎22-3117
大正町民生活課 ☎27-0112
十和町民生活課 ☎28-5112

『Sマーク<標準営業約款制度>』をご存知ですか！

お知らせ

高知県では、理容・美容・クリーニングの3業種で、厚生労働大臣の認めたルールに従って、安心・安全・清潔のサービスを提供しているお店を、標準営業約款登録店舗として、『Sマーク』の表示でお知らせしています。

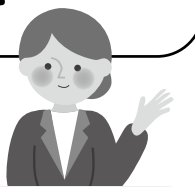


お問い合わせ先 (公財)高知県生活衛生営業指導センター ☎088-855-5100



障がい者に関する手当のお知らせ

日常生活に常時特別の介護を必要とする障がい者(児)で、支給要件を満たす方に下記の手当が支給されます。該当すると思われる方はお問い合わせください。



特別障害者手当

対象者

著しい重度の障がい有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方

障害程度

- ①身体障害者手帳1級または2級程度の障がい重複しており、条件を満たしている方
- ②特に重度の身体機能の障がいがあるため、日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められる方
- ③内部障がいがあり、安静度が絶対安静の方
- ④精神または知的障がい日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められる方

支給制限

- ①障害者支援施設、特別養護老人ホームなどへの入所や医療機関に3か月を超えて入院中の場合
- ②受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者に前年の所得が一定額以上ある場合

支給額

月額29,590円(令和7年4月時点)

障害児福祉手当

対象者

日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方

障害程度

- ①身体障害者手帳1級程度の障がいがある方および2級程度の障がいがある一部の方
- ②療育手帳A1(最重度)またはA2(重度)の方のうち、条件を満たしている方
- ③精神の障がいであって、上記と同等程度以上と認められた方

支給制限

- ①児童福祉施設などに入所している場合
- ②障がいを事由とする年金を受給している場合
- ③受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者に前年の所得が一定額以上ある場合

支給額

月額16,100円(令和7年4月時点)

特別児童扶養手当

対象者

障がいのある20歳未満の児童を自宅で養育している保護者の方

障害程度

- ①身体障害者手帳1～3級程度の障がいがある方または4級程度の障がいがある一部の方
 - ②療育手帳A1(最重度)、A2(重度)の障がいがある方
 - ③精神の障がい(発達障がいを含む)であって、上記と同程度以上と認められる程度の方
- ※療育手帳B1(中度)、B2(軽度)の方でも、精神の障がい(発達障がいを含む)がある場合は対象となることがあります

支給制限

- ①施設などに入所している場合
- ②受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者に前年の所得が一定額以上ある場合

支給額

月額1級：56,800円/2級：37,830円(令和7年4月時点)

高知県 重度心身障害児療育手当

対象者

障がいのある18歳未満の児童を自宅で養育している保護者の方

障害程度

特別児童扶養手当の1級相当の障がいがある方

支給制限

- ①障害児福祉手当の受給資格者
- ②児童福祉施設などに入所している場合

支給額

月額7,300円(令和7年4月時点)

【お問い合わせ先】 健康福祉課 ☎22-3115